

現在位置：[トップページ](#) > [県政・お知らせ情報](#) > [お知らせ情報](#) > [報道発表資料](#) > 河川法にかかる申請書類の一部紛失について
担当所属：[県庁の組織一覧](#) > [県土整備部](#) > [河川課](#)

 印刷する

令和08年08月01日

河川法にかかる申請書類の一部紛失について

松阪建設事務所及び河川課において、河川法にかかる申請書類の一部を紛失し、事務処理が遅延していたことが判明しました。

紛失した申請書類には、団体の代表者の個人情報が含まれており、現在まで発見には至っていませんが、外部への流出は確認されていません。

ご迷惑をおかけした関係者の方、県民の皆様に対し、深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう、再発防止を徹底してまいります。

1 事務処理の内容

河川法第23条及び第24条の水利権の更新手続に係る事務処理（※）
※建設事務所で申請書の受付を行い、河川課に副申書と申請書を提出。
河川課にて審査のうえ許可書を交付。

2 紛失した申請書類

許可申請書（2団体、計2件）
各団体から松阪建設事務所に提出された3部のうち河川課送付分の2部が紛失

3 文書に含まれていた個人情報

団体代表者の住所、電話番号（自宅、携帯）

4 経緯

令和8年6月26日、団体Aから「申請（令和8年3月10日付）の許可がいつ下りるのか」との問い合わせが松阪建設事務所と河川課にあり、事務処理の状況を確認したところ、松阪建設事務所で申請書（3部）を受け付け副申の決裁を経た以降、河川課が副申書と申請書（2部）の受取を確認するまでの過程で、書類の所在が不明となっていることが判明しました。
同様の事例がないか調査を行ったところ、団体Bについても、同様の状況であることが判明しました。

5 団体への対応

7月13日、松阪建設事務所が保管する申請書類により事務処理を完了させ、団体Aには7月15日、団体Bには7月31日に許可書の交付と謝罪を行いました。

6 再発防止策

建設事務所から本庁への書類の受け渡しにおいて、発送と受領の確認や記録がなされていなかったことが紛失の一因と考えられるため、今後、職員間で書類を受け渡す際には、発送と受領の記録に残すほか、互いの連絡を徹底するなど、適切な文書管理に努めてまいります。

お知らせ情報

- [企画提案コンペ等情報（公告・結果）](#)
- [入札・契約](#)
- [審議会](#)
- [職員採用](#)
- [イベント・募集案内](#)
- [今日の予定](#)
- [新着情報](#)
- [報道発表資料](#)
- [注目情報](#)
- [意見・提案・情報提供依頼](#)
- [公示送達](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 県土整備部 河川課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁5階）

電話番号：[059-224-2682](tel:059-224-2682) ファクス番号：059-224-2684 メールアドレス：kasen@pref.mie.lg.jp

より良いウェブサイトにするためにみなさまのご意見をお聞かせください

お求めの情報は充分掲載されていましたが？	☐ 充分だった	☐ ふつう	☐ 足りなかった
このページの内容や表現は分かりやすかったですか？	☐ 分かりやすかった	☐ ふつう	☐ 分かりにくかった
この情報はすぐに見つけられましたか？	☐ すぐに見つかった	☐ ふつう	☐ 時間がかかった

送信する

ページID：000313928

[このページのトップへ](#)

[リンク・著作権・免責事項・ダウンロード](#) ｜ [個人情報保護ポリシー](#) ｜ [ウェブアクセシビリティ](#) ｜ [サイトに関するご意見・お問い合わせ](#)

 **三重県庁** ｜ 〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県庁電話案内：[059-224-3070](tel:059-224-3070) 法人番号5000020240001 [県庁案内](#)